



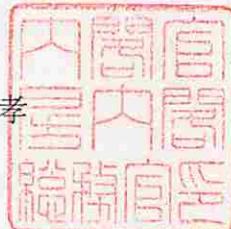
閣總人第101号の2
平成29年3月2日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 殿

内閣官房内閣総務官

山 崎 重 孝



平成29年2月1日付け行政文書の開示請求（平成29年2月3日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載

櫻井龍子最高裁判事の後任として、最高裁が内閣に対して提示した候補者の人数、及び日弁連からの推薦の有無が分かる文書

2 不開示とした理由

当該行政文書を保有していないため。（不存在）

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 担当課等

内閣官房内閣総務官室（特別職第1担当） TEL:03-5253-2111 内線85110

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1